

1 (一般廃棄物最終処分場または管理型最終処分場設置者)

令和 4年

事業者名	株式会社 サンケー興業
最終処分所在地	北広島市大曲775番地2
記入者	宮ヶ丁芳則
連絡先	011-888-0088

1 地下水等検査項目 単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/)

	1回目		2回目	
	上流	下流		
採水日	令和 4年 6月24日	令和 4年 6月24日		
カドミウム	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
全シアン	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満		
鉛	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
六価クロム	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
砒素	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
総水銀	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
トリクロロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
テトラクロロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	0.0004mg/L未満		
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満		
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
1,3-ジクロロプロパン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
チウラム	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
シマジン	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
チオベンカルブ	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
ベンゼン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
セレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
1,4-ジオキサン	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満		
クロロエチレン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		

2 電気伝導率又は塩化物イオン

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(上流)	令和4年1月25日	令和4年2月25日	令和4年3月25日	令和4年4月25日	令和4年5月25日	令和4年6月24日
電気伝導率(EC)	39.0ms/m	39.2ms/m	38.0 ms/m	33.6ms/m	36.4ms/m	36.3 ms/m
塩化物イオン(CI)	41.0mg/L	44.0mg/L	40.0mg/L	32.0mg/L	35.0mg/L	37.0mg/L
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(下流)	令和4年1月25日	令和4年2月 日	令和4年3月25日	令和4年4月25日	令和4年5月25日	令和4年6月24日
電気伝導率(EC)	36.9ms/m	ms/m	40.4ms/m	39.6ms/m	38.0ms/m	37.1ms/m
塩化物イオン(CI)	24.0mg/L	.0mg/L	25.0mg/L	21.0mg/L	22.0mg/L	22.0mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(上流)	令和4年7月 日	令和4年8月 日	令和4年9月 日	令和4年10月 日	令和4年11月 日	令和4年12月 日
電気伝導率(EC)	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m
塩化物イオン(CI)	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(下流)	令和4年7月 日	令和4年8月 日	令和4年9月 日	令和4年10月 日	令和4年11月 日	令和4年12月 日
電気伝導率(EC)	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m	ms/m
塩化物イオン(CI)	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L	.0mg/L

単位:電気伝導率は $\mu\text{s}/\text{m}^2$ 、塩化物イオンはmg/で記載すること

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 サンケー興業
北広島最終処分場

水質分析・ダイオキシン類分析

報 告 書

令和4年6月

株式会社 環境リサーチ

株式会社 サンケー興業 殿

地下水・処理水 水質分析

報 告 書

株式会社 環境リサーチ

計 量 証 明 書

整理番号 KW-22 0952
 報告書作成年月日
 2022年7月15日



計量証明事業所
 北海道知事登録第610号



株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ
 〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号
 TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚
 計 量 士 登 録 番 号 第 2 1 4 5 号



2022年6月24日付採取の試料について下記の通り証明します。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 地 下 水

採 取 地 点		上 流		天 候		雨		気 温		水 温	
採 取 日 時		2022年6月24日		8:25				17.0 °C		11.1 °C	
外 観		濁り無し		臭 気 の 有 無		無し					
採 水 者		田 巻 利 一		(所 属)		株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ					
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定 量 下 限 値			
1	塩化物イオン	mg/L	—	37		下水試験法(2012)第2編第1章第31節, 1(1)		1			
2	※ 電気伝導率 (EC)	mS/m	—	36.3		JIS K 0102 13		—			
3	カドミウム	mg/L	0.003	0.0003未満		JIS K 0102 55.3		0.0003			
4	全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1未満		JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3		0.1			
5	鉛	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0102 54.3		0.001			
6	六価クロム	mg/L	0.05	0.01未満		JIS K 0102 65.2.1		0.01			
7	砒素	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0102 61.2		0.001			
8	総水銀	mg/L	0.0005	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005			
9	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005			
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005			
11	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001			
12	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001			
13	ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002			
14	四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002			
15	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004			
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002			
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004			
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01			
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006			
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002			
21	チウラム	mg/L	0.006	0.0006未満		昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006			
22	シマジン	mg/L	0.003	0.0003未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003			
23	チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002			
24	ベンゼン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001			
25	セレン	mg/L	0.01	0.001未満		JIS K 0102 67.2		0.001			
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	0.005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表8 第2		0.005			
27	クロロエチレン	mg/L	0.002	0.0002未満		平成9年環境庁告示第10号付表 (第1)		0.0002			
	以下余白										
その他 基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準 ※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目											

計 量 証 明 書

整理番号 KW-22 0953
報告書作成年月日
2022 年 7 月 15 日



計量証明事業所
北海道知事登録第 6 1 0 号



株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境
〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号
TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚
計 量 士 登 録 番 号 第 2 1 4 5 号



2022 年 6 月 24 日 付 採 取 の 試 料 に つ い て 下 記 の 通 り 証 明 し ま す。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 地 下 水

採取地点	下 流		天 候	雨	気 温	17.0 °C	水 温	9.4 °C
採取日時	2022年6月24日		8:05					
外 観	若干濁り有り		臭 気 の 有 無	無し				
採 水 者	田 巻 利 一		(所 属)	株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ				
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果	分 析 方 法		定 量 下 限 値	
1	塩化物イオン	mg/L	—	22	下水試験法(2012)第2編第1章第31節, 1(1)		1	
2	※ 電気伝導率 (EC)	mS/m	—	37.1	JIS K 0102 13		—	
3	カドミウム	mg/L	0.003	0.0003未満	JIS K 0102 55.3		0.0003	
4	全シアン	mg/L	検出されないこと	0.1未満	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3		0.1	
5	鉛	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0102 54.3		0.001	
6	六価クロム	mg/L	0.05	0.01未満	JIS K 0102 65.2.1		0.01	
7	砒素	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0102 61.2		0.001	
8	総水銀	mg/L	0.0005	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005	
9	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005	
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005	
11	トリクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0125 5.1		0.001	
12	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0125 5.1		0.001	
13	ジクロロメタン	mg/L	0.02	0.002未満	JIS K 0125 5.1		0.002	
14	四塩化炭素	mg/L	0.002	0.0002未満	JIS K 0125 5.1		0.0002	
15	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004	0.0004未満	JIS K 0125 5.1		0.0004	
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002未満	JIS K 0125 5.1		0.002	
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04	0.004未満	JIS K 0125 5.1		0.004	
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1	0.01未満	JIS K 0125 5.1		0.01	
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006	0.0006未満	JIS K 0125 5.1		0.0006	
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002	0.0002未満	JIS K 0125 5.1		0.0002	
21	チウラム	mg/L	0.006	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006	
22	シマジン	mg/L	0.003	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003	
23	チオベンカルブ	mg/L	0.02	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002	
24	ベンゼン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0125 5.1		0.001	
25	セレン	mg/L	0.01	0.001未満	JIS K 0102 67.2		0.001	
26	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表8 第2		0.005	
27	クロロエチレン	mg/L	0.002	0.0002未満	平成9年環境庁告示第10号付表 (第1)		0.0002	
	以下余白							

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準
※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

令和 4年 3 排水基準等項目(1)

	1回目		1回目	
採水日	令和4年 6月24日	採水日	令和4年 6月24日	
アルキル水銀	0.0005mg/L未満	チウラム	0.0006mg/L未満	
総水銀	0.0005mg/L未満	シマジン	0.0003mg/L未満	
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L未満	チオベンカルブ	0.002mg/L未満	
鉛及びその化合物	0.001mg/L未満	ベンゼン	0.001mg/L未満	
有機リン化合物	0.1mg/L未満	セレン及びその化合物	0.001mg/L未満	
六価クロム化合物	0.01mg/L未満	ほう素及びその化合物	0.3mg/L	
砒素及びその化合物	0.002mg/L	ふっ素及びその化合物	0.17mg/L	
シアン化合物	0.1mg/L未満	アンモニア、亜硝酸、硝酸	3.2mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	鉱油類	1mg/L未満	
トリクロロエチレン	0.001mg/L未満	動植物油類	1mg/L未満	
テトラクロロエチレン	0.001mg/L未満	フェノール類含有量	0.1mg/L未満	
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	銅含有量	0.01mg/L未満	
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	亜鉛含有量	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	溶解性鉄含有量	0.05mg/L未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	溶解性マンガン含有量	0.01mg/L未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	クロム含有量	0.05mg/L未満	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	大腸菌群数	0 個/m ³	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	燐含有量	0.06mg/L未満	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002mg/L未満	ダイオキシン類濃度	0.00079pg-TEQ/L	

単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/、大腸菌群数は個/m³)

3 排水基準等項目(2)

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日	令和4年1月 日	令和4年2月 日	令和4年3月 日	令和4年4月25日	令和4年5月25日	令和4年6月24日
水素イオン濃度PH	1月から3月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			8.1(21℃)	8.2(22℃)	8.2(18℃)
BOD	1月から4月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			0.5未満mg/L	0.5未満mg/L	0.8mg/L
COD	1月から5月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			8.7mg/L	9.4mg/L	9.4mg/L
浮遊物質(SS)	1月から6月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			2.0mg/L	1未満mg/L	2.0mg/L
全窒素(T-N)	1月から7月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			4.6mg/L	5.4mg/L	4.7mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日	令和4年7月 日	令和4年8月 日	令和4年9月 日	令和4年10月 日	令和4年11月 日	令和4年12月 日
水素イオン濃度PH	(℃)	(℃)	(℃)	(℃)	(℃)	冬期間停止中
BOD	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	冬期間停止中
COD	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	冬期間停止中
浮遊物質(SS)	未満mg/L	未満mg/L	未満mg/L	未満mg/L	未満mg/L	冬期間停止中
全窒素(T-N)	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	冬期間停止中

BOD:生物化学的酸素要求量、COD:科学的酸素要求量。単位水素イオン濃度以外はmg/で記載すること

4 分析しなかった項目及び理由

地下水等の汚染が生ずるおそれがないなどで測定を省略した場合の理由。または、測定を行わない理由。

※ 測定項目3の排水基準等項目(2)につきましては、令和4年1月から3月までの期間と令和4年12月の期間は水処理施設停止中の為に測定できません。

複数の最終処分場をお持ちの場合や測定回数が多く欄が不足する場合は、用紙をコピーして使用して下さい。

計 量 証 明 書

整理番号 KW-22 0954
報告書作成年月日
2022 年 7 月 15 日



計量証明事業所
北海道知事登録第610号



株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号
TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 川 村 尚
計 量 士 登 録 番 号 第 2 1 4 5 号



2022 年 6 月 24 日 付 採 取 の 試 料 に つ い て 下 記 の 通 り 証 明 し ま す 。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 処 理 水

採 取 地 点		排 水 口								
採 取 日 時		2022年6月24日		8:55	天 候	雨	気 温	17.0 °C	水 温	12.1 °C
外 観		濁り無し		臭 気 の 有 無		無し				
採 水 者		田 巻 利 一		(所 属) 株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ						
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果		分 析 方 法		定 量 下 限 値		
1	水素イオン濃度(水素指数) pH	—	5.8~8.6	8.2 (18 °C)		JIS K 0102 12.1		—		
2	浮遊物質量(SS)	mg/L	60	2		昭和46年環境庁告示第59号付表9		1		
3	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/L	60	0.8		JIS K 0102 21 及び 32.3		0.5		
4	化学的酸素要求量(COD-Mn)	mg/L	90	9.4		JIS K 0102 17		0.5		
5	ノルマルヘキサン抽出物含有量(鉱油類)	mg/L	5	1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表4 JIS K 0102付属書1(参考) 補足II		1		
6	ノルマルヘキサン抽出物含有量(動植物油脂類)	mg/L	30	1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表4 JIS K 0102付属書1(参考) 補足II		1		
7	フェノール類含有量	mg/L	5	0.1未満		JIS K 0102 28.1		0.1		
8	銅含有量	mg/L	3	0.01未満		JIS K 0102 52.4		0.01		
9	亜鉛含有量	mg/L	2	0.02		JIS K 0102 53.3		0.01		
10	溶解性鉄含有量	mg/L	10	0.05未満		JIS K 0102 57.4		0.05		
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	10	0.01未満		JIS K 0102 56.4		0.01		
12	クロム含有量	mg/L	2	0.05未満		JIS K 0102 65.1.4		0.05		
13	※ 大腸菌群数	個/cm3	3000	0		下水の水質の検定方法に関する省令		—		
14	窒素含有量	mg/L	120(60)	4.7		JIS K 0102 45.2		0.1		
15	燐含有量	mg/L	16(8)	0.06未満		JIS K 0102 46.3.1		0.06		
16	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.003未満		JIS K 0102 55.3		0.003		
17	シアン化合物	mg/L	1	0.1未満		JIS K 0102 38.1.2 及び 38.3		0.1		
18	有機リン化合物	mg/L	1	0.1未満		昭和49年環境庁告示第64号付表1		0.1		
19	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0102 54.3		0.001		
20	六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.01未満		JIS K 0102 65.2.1		0.01		
21	砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.002		JIS K 0102 61.2		0.001		
22	水銀及び7種水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表2		0.0005		
23	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表3		0.0005		
24	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.0005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表4		0.0005		
25	トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
26	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
27	ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002		
28	四塩化炭素	mg/L	0.02	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002		
29	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.0004未満		JIS K 0125 5.1		0.0004		
30	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	0.002未満		JIS K 0125 5.1		0.002		
31	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.004未満		JIS K 0125 5.1		0.004		
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.01未満		JIS K 0125 5.1		0.01		
33	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.0006未満		JIS K 0125 5.1		0.0006		
34	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.0002未満		JIS K 0125 5.1		0.0002		
35	チウラム	mg/L	0.06	0.0006未満		昭和46年環境庁告示第59号付表5		0.0006		
36	シマジン	mg/L	0.03	0.0003未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.0003		
37	チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.002未満		昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1		0.002		
38	ベンゼン	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0125 5.1		0.001		
39	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.001未満		JIS K 0102 67.2		0.001		
40	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.005未満		昭和46年環境庁告示第59号付表8 第2		0.005		
41	ほう素及びその化合物	mg/L	50	0.3		JIS K 0102 47.3		0.1		
42	ふっ素及びその化合物	mg/L	15	0.17		JIS K 0102 34.1		0.08		
43	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200	3.2		JIS K 0102 43.1.1, 43.2.3 及び 42.2		0.5		
	以下余白									

その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

() 内は日間平均値

※ 大腸菌群数は計量法第107条の対象外項目

株式会社 サンケー興業 殿

処理水 ダイオキシン類分析

報 告 書

株式会社 環境リサーチ



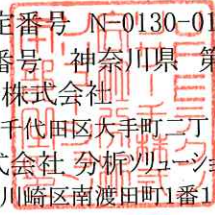
計量証明書

No. 22DMS00163-000 1/2
発行日 2022年7月21日

株式会社サンケー興業

御中

特定計量証明認定番号 N-0130-01
特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号
JFEテクノロジー株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目7番1号
JFEテクノロジー株式会社 分析ソリューション本部
〒210-0855 川崎市川崎区南渡田町1番1号
TEL 044(322)6612
計量管理者 星野 健二



貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。
ただし、本件は持ち込まれた試料について計量証明を行ったものです。

件名 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場水質ダイオキシン類測定
試料採取場所 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場 排水処理施設
(北海道北広島市大曲775-2)
試料の種類 排水水
計量を実施した期間 試料搬入日: 2022年6月27日 ,分析終了日: 2022年7月20日
試料採取者 株式会社環境リサーチ (田巻 利一)
分析者 弊社 (後藤 聡史)
計量結果および計量方法

計量の対象		単位	計量の結果
			処理水
ダイオキシン類濃度	実測濃度	pg/L	26
	毒性当量	pg-TEQ/L	0.00079
	-	-	-

(計量の方法)
・JIS K 0312(2020) 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法

(備考)
・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成11年12月27日総理府令第67号・令和2年3月30日環境省令第9号改正)
・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
・ダイオキシン類はテトラからオクタクロロジベンゾ-p-ジオキシン、テトラからオクタクロロジベンゾフラン及びDL-PCBsを表す。
・毒性への換算係数はダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条別表第三掲げる係数を適用した。
・毒性当量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性当量を算出した。
・試料名及び採取日は、ご依頼者からの情報提供による。

・本件は株式会社環境リサーチ からの受入試料について分析を行ったものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合にあっては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

計量証明に係らない事項

毒性当量は計量法107条における計量証明対象外の項目であります



(様式 08X18-02)(’22.01)